

監理技術者等配置予定調書

工事件名

この工事の申し込みをする際には、配置予定の監理技術者又は主任技術者について、下記事項に記入願います。

記

本件の配置予定技術者名	監理技術者 ※2氏名等	交付番号 (監理技術者資格者証)
建設業法で定める監理技術者又は、主任技術者※1のうち一方を右欄に記入	主任技術者 ※2氏名	
◎ 予定技術者の従事中工事について（2に該当する場合は、下記事項を記入）		
（ ） 1 現在、専任で従事している工事はありません。		
（ ） 2 現在、監理技術者又は主任技術者として工事に従事していますが、下記の工事の工期と重複している期間は、専任の配置を要しない期間※3です。		
工事名：		
発注者名：		
工期：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
◎ その他の専任可能な監理技術者資格者		
氏名： 交付番号：		
氏名： 交付番号：		

- ※1 建設業法では、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合は、専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。
なお、総額5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約として工事を施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません。
また、技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。
- ※2 公告日の3か月前から恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類及び技術者に係る資格・免許が確認できる書類（技術検定合格証明書、監理技術者資格者証等）の写しを添付して下さい。

《公告日の3か月前から恒常的な雇用関係にあることが確認できる書類の例》

- ・監理技術者資格者証
- ・市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
- ・所属会社の雇用証明書、在籍証明書、就労証明書等

※3 以下の期間については、専任の配置を要しないものとします。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む。）も専任を要しないこととします。）

◎主任技術者又は監理技術者の兼務について

配置予定技術者が専任の配置を要する工事を兼務する場合、以下の書類を提出してください。ただし、入札公告等で専任の配置を求めている場合、請負代金額にかかわらず兼務を認めません。また、兼務する場合は建設業法等関係規定を遵守してください。

- (1) 工事現場相互の距離が10.0km以内の場合（主任技術者に限る。）
⇒兼務配置予定調書（様式）
- (2) 工事現場相互の距離が10.0kmを超え、かつ、請負代金額が1億円（建築一式工事にあつては2億円）未満の場合
⇒人員の配置を示す計画書
- (3) (2)以外の場合（監理技術者に限る。）
⇒専任特例監理技術者（専任特例2号）の配置に関する届出書

令和 年 月 日

商号又は名称：

代表者氏名：

問合せ先（TEL）：